

雇用に関する支援・補助制度（新型コロナウイルス感染症関係）令和3年10月1日現在※制度内容についてはHP等で最新の情報をご確認ください

| 目的・対象                              |  | 制度名称   | 制度内容（要約）  | 問合せ先・制度窓口   |   |
|------------------------------------|--|--|---|---|---|
| 雇用を維持したい                           | コロナの影響により従業員を休業・休職させたい                     | 休業手当を支払い休業させる                                      | 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）   | 休業手当を給付した企業に支給※条件：雇用保険加入<br>【特例措置】助成額：上限13,500～15,000円/日助成率：9～10/10(大企業3/4～10/10)<br>※特例措置の期間は11月30日まで延長になりました            | ハローワーク尾道<br>TEL：0848-23-8609                            |
|                                    |  | 休業手当を支払わず休業させる                                     | 新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金   | 休業手当を受給していない従業員に支給※条件：企業が雇用保険又は労災保険に加入<br>助成額：上限9,900～11,000円/日 助成率：8/10 ※パート・アルバイトも支給対象                                  | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金<br>給付金コールセンター<br>TEL：0120-221-276   |
|                                    |  | 他の会社へ出向させる   | 産業雇用安定助成金   | 出向期間中の賃金及び諸経費の一部を助成<br>助成額：最大12,000円/日（出向元・先の合計/1人当たり）初期経費：最大15万円/人   | ハローワーク尾道<br>TEL：0848-23-8609                            |
|                                    | 有給制度を導入・活用したい                              | 臨時休校等をした小学校等にかよ<br>う子供の世話をを行う従業員に対し<br>有給の休暇を取得させる | 両立支援等助成金 育児休業等支援<br>コース「新型コロナウイルス感染症<br>対応特例」                                   | 小学校等が臨時休業した子供の世話を<br>行う従業員に対し有給休暇を取得させた<br>事業者に対し支給（対象となる有給休暇<br>の制度化、テレワーク等両立支援の実<br>施が必要）<br>助成額：1人あたり5万円（上限50万円）       | 広島労働局 雇用環境・均等室<br>TEL：082-221-9247                      |
|                                    |  | 介護のための有給休暇制度を設ける                                   | 両立支援等助成金 介護離職防止支援<br>コース「新型コロナウイルス感染症<br>対応特例」                                  | 感染症対応として利用できる介護有給<br>休暇制度を設け、5日以上有給休暇を<br>取得させた場合に事業所に支給<br>支給額：5日以上10日未満20万円<br>10日以上35万円（5人まで）                          |   |
|                                    | 在宅勤務を導入したい                                 | 機器の導入、就業規則等の変更、<br>専門家の指導、従業員の研修等に<br>取り組む         | 人材確保等支援助成金<br>（テレワークコース）  | 機器等導入助成金：導入後1回以上対象<br>労働者全員がテレワークを実施<br>助成額：最大100万円（助成率3/10）<br>目標達成助成金：実施1年後離職率が<br>低下し離職率が30%以下<br>助成額：最大100万円（助成率2/10） | IT導入支援事業 コールセンター<br>TEL：0570-666-424<br>IP：042-303-9749 |
| 業務の非対面化(テレワーク・遠<br>隔サービスの導入等)を行いたい |  | IT導入補助金<br>低感染リスク型ビジネス枠<br>(特別枠C・D型)               | IT導入支援事業者が提供する非対面<br>型ITツールの導入費用の補助<br>補助金額：30万円以上450万円以内<br>(D型150万円) 補助率2/3以内 |   |   |
| 雇用を増やしたい                           | コロナの影響による離職者を雇<br>いたい                      | 離職期間が3か月を超え、就労経<br>験のない職業に就く求職者                    | 新型コロナウイルス感染症対応トラ<br>イアル助成金  | 3か月間のトライアル雇用（有期雇用<br>契約期間）に対して<br>常用雇用希望者（週30時間以上）：<br>最大4万円/月（最長3か月）<br>常用雇用希望者（週20～30時間）：<br>最大2.5万円/月（最長3か月）           | ハローワーク尾道<br>TEL：0848-23-8609                            |
|                                    |  | 建設事業者用：6か月以内に県内<br>の建設業者に雇用（事業主含む）<br>さてれない者       | 新型コロナウイルス感染症対策建設<br>労働者雇用促進助成金  | 支給額：20万円/月、3か月毎2期分、<br>1事業者10人まで<br>(1人あたり最大120万円)  | 広島県建設産業課入札制度グループ<br>TEL：082-513-3821                    |
| 専門家による補助金等の申請サポ<br>ートを受けたい         | 社会保険労務士または行政書士に<br>委託した場合、支払った費用の一部<br>を補助 | 事業者向け補助金等申請サポート補<br>助金                             | 補助額：上限10万円（1事業者1回限<br>り）<br>補助率：10/10   | 尾道市 産業部商工課<br>TEL：0848-38-9183  |   |

【問合せ先】 因島商工会議所・因島中小企業相談所 TEL：0845-22-2211

事業に関する支援・補助制度（新型コロナウイルス感染症関係）令和3年10月1日現在※制度内容についてはHP等で最新の情報をご確認ください

| 目的・対象                    | 制度名称   | 制度内容（要約）  | 問合せ先・制度窓口   |
|--------------------------|--|---|---|
| 売上減少に対する支援を受けたい          | <p>中小事業者<br/>※感染拡大防止協力金対象事業者は協力金給付対象月を除く</p> <p>前年、前々年の同月と比較して30%以上売上が減少している</p> <p>酒類販売事業への追加支援策</p>                                  | <p>頑張る中小事業者月次支援金</p> <p>飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた中小企業の売上減少幅に対して中小法人で最大20万円/月、個人事業者で最大10万円/月の支援を受けられます</p>  | <p>頑張る中小事業者月次支援金センター<br/>TEL: 082-248-6853</p> <p>申請相談窓口<br/>TEL: 0120-211-240<br/>IP: 03-6629-0479</p> <p>広島県協力支援金センター<br/>TEL: 082-248-6851</p> |
|                          | <p>前年、前々年の同月と比較して50%以上売上が減少している</p>  | <p>月次支援金</p> <p>飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた中小企業の売上減少幅に対して中小法人で最大20万円/月、個人事業者で最大10万円/月の支援を受けられます</p>  |   |
|                          | <p>飲食業等対象</p> <p>広島県の要請を受け休業又は時短営業で協力している</p>  | <p>令和3年度第4期・5期<br/>広島県感染拡大防止協力金</p> <p>【第4期】8月4日～8月19日、8月20日～8月26日、8月27日～9月12日まで各期間<br/>【第5期】9月13日～9月30日までの期間</p>   |   |
| 補助金を活用したい                | <p>新分野展開、業態転換、業種転換等事業の再構築に取り組みたい</p>   | <p>事業再構築補助金</p> <p>【中小企業】・通常枠：補助額100万～8,000万円（補助率1/2～2/3）<br/>・卒業枠：補助額6,000万～1億円（補助率2/3）中堅・大企業を目指す<br/>【中堅企業】・通常枠：補助額100万円～8,000万円（補助率1/3～2/3）<br/>・グローバルV字回復枠：補助額8,000万円～1億円（補助率1/2）</p> | <p>制度全般に関するコールセンター<br/>TEL: 0570-012-088<br/>IP: 03-4216-4080</p>   |
|                          | <p>革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行いたい</p>  | <p>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援<br/>【一般型】上限1,000万円 【グローバル展開型】上限3,000万円<br/>補助率：1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3</p>                       | <p>令和3年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金事務局<br/>TEL: 03-8880-4053</p>   |
|                          | <p>ITツールの導入により効率化を行いたい</p>   | <p>IT導入補助金</p> <p>IT導入支援事業者が提供するITツール（ソフトウェア費、導入関連費）の導入を支援<br/>【補助額】30万円～450万円【補助率】1/2以内</p>  | <p>IT導入支援事業 コールセンター<br/>TEL: 0570-666-424<br/>IP: 042-303-9749</p>  |
|                          | <p>先端設備の導入（効率化のための設備の更新）を行いたい</p>  | <p>生産性向上促進補助金</p> <p>コロナの影響で売上げが減少した市内の中小企業者が先端設備を導入する経費を補助<br/>【補助額】上限100万円 【補助率】1/2</p>   | <p>尾道市商工課商工振興係<br/>TEL: 0848-38-9182</p>  |
|                          | <p>販路拡大と生産性向上に取り組みたい</p>   | <p>小規模事業者持続化補助金</p> <p>小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓等を補助<br/>【補助上限】50万円 【補助率】2/3</p>  | <p>補助金事務局<br/>TEL: 03-6747-4602</p>   |
|                          | <p>感染防止対策と事業継続のための投資を行いたい</p>  | <p>小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉</p> <p>接触機会を減らす新たなサービスや機器・生産プロセスの導入を行う小規模事業者を支援<br/>【補助額】上限100万円 【補助率】3/4</p>   | <p>持続化補助金低感染リスク型コールセンター<br/>TEL: 03-6731-9325</p>   |
|                          | <p>業務の非対面化（テレワーク・遠隔サービスの導入等）を行いたい</p>  | <p>IT導入補助金 低感染リスク型ビジネス枠（特別枠C・D型）</p> <p>IT導入支援事業者が提供する非対面型ITツールの導入費用の補助<br/>補助金額：30万円以上450万円以内（D型150万円）補助率2/3以内</p>   | <p>IT導入支援事業 コールセンター<br/>TEL: 0570-666-424<br/>IP: 042-303-9749</p>  |
| <p>感染防止のための改修を行いたい</p>   | <p>尾道市感染防止対策支援事業補助金</p> <p>感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助（※新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の取得が必要）<br/>【補助額】10万～50万円【補助率】2/3</p> | <p>尾道市商工課商政係<br/>TEL: 0848-38-9183</p>  |   |
| <p>宿泊事業者向けの補助金を活用したい</p> | <p>宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金</p> <p>感染防止対策や新たな観光需要を創出する前向きな投資を支援<br/>【補助額】7.5万～750万円【補助率】申請前経費1/2、申請後経費3/4</p>                           | <p>宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局<br/>TEL: 082-512-1403</p>  |   |

【問合せ先】因島商工会議所・因島中小企業相談所 TEL: 0845-22-2211